

基本計画番号 8

防災，減災により市民 生活を守るまち

8-1

市民が一体となった災害対策

145 頁

8-1

8. 防災，減災により市民生活を守るまち

市民が一体となった災害対策

10年後の曾於市のすがた

市民が自主的に防災活動に取り組み，災害時には市民が互いに助け合う災害に強いまちになっています。

これまでの成果と課題

曾於市を良くするための取り組み

常備消防の要として，大隅曾於地区消防組合の消防・救急機能の充実・強化を実施していますが，様々な災害に対応できる体制の整備や，資機材等の充実・強化が今後の課題となっています。



常備消防体制の充実

大隅曾於地区消防組合の広域消防業務や救急救助業務の更なる充実・強化のために連携を図ります。

地域防災の中核的存在として，災害発生時等に必要な設備機器等の整備を図ると共に，各地域の消防団員確保に努めていますが，老朽化する設備機器等の更新や高齢化が進む消防団員の安定確保が課題となっています。



非常備消防体制の充実

消防団活動に必要な設備機器等の計画的かつ効率的な整備及び消防団組織の体制強化を図ります。

自主防災組織の設立を促進し，市内全24校区に自主防災組織が設立されると共に，防火水槽等の消防水利施設の整備を行っていますが，自主防災組織の継続的な活動のための支援や消防水利施設の整備が今後の課題となっています。



自主防災体制の充実

自主防災組織の活動を促進し，計画的かつ効率的な消防水利施設の整備を図ります。

災害危険箇所の点検を実施しつつ，治山・治水・砂防事業などを活用し，土砂災害等の防止に努めていますが，近年は集中豪雨も増えており，災害危険箇所における各種事業の未施行箇所における対策が課題となっています。



災害に強い地域づくり

治山・治水・砂防事業などにより，災害の未然防止に努めると共に，災害危険地域の住宅の移転等を促進します。

関連する個別計画

新市まちづくり計画
過疎地域自立促進計画
防災計画

関連する重点施策

「生活環境『そお』生」プロジェクト

協働に向けた取り組み



市民の皆様

- ・市内で実施される各種防災訓練に積極的に参加しましょう。
- ・火災等発生時は、近隣住民への情報伝達を速やかに行い、初期段階の消火・救助活動を行いましょう。



地域・NPO・NGO

- ・市内で実施する各種防災訓練に自主防災組織や民生委員等も積極的に参加しましょう。

職員向け情報



歳出予算科目

消防費-消防費
土木費-河川費
土木費-住宅費



旧総合振興計画

1-9.消防・防災の充実



①



②



③

曾於市 × 防災

本市は周辺自治体と連携し「曾於地区消防組合」を設立し、消防・救急・防災に対応している。急病・災害時の人命救助のため、最近機器の導入・訓練の充実を進めている。

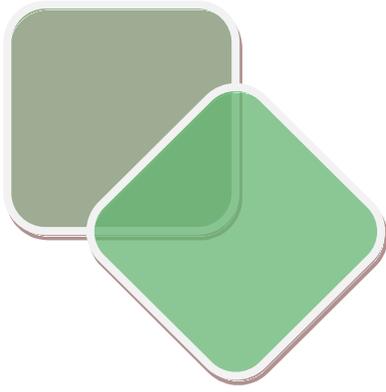
- ①及び②各消防分団の導入消防車両
- ③出初式の一斉放水の様子
- ④消防組合での訓練の様子
- ⑤消防組合通信指令室



④



⑤



基本計画番号 **9**

市民全員が生涯学び、 互いを高め合うまち

9-1	充実した教育環境の整備	149 頁
9-2	子どもの身体づくりに資する給食提供	151 頁
9-3	子どもたちがのびのびと学び、未来へと羽ばたく環境の整備	153 頁
9-4	地域のつながり、生涯学習の活性化	155 頁
9-5	スポーツを通じた市民の健康づくり支援	157 頁

9-1

9. 市民全員が生涯学び、互いを高め合うまち

充実した教育環境の整備

10年後の曾於市のすがた

子どもたちが安心・安全な環境で夢実現のために学べると共に、時代の要望に合致した学校施設になっています。

これまでの成果と課題

曾於市を良くするための取り組み

築年数40年を経過した校舎が23棟と50%を占めるなど、老朽化が進み、機能が低下している教育施設が存在しており、早急な対策が課題となっています。



安心安全な学校施設

国の補助事業や基金積立等により、財源を確保しながら学校施設の改善を行っていきます。

パソコンは1人1台を配置し、電子黒板などICT機器を整備していますが、時代に応じた機器本体の更新やソフトの更新が課題となっています。



パソコン、ICT機器の整備

タブレットPC・無線LAN等の整備により、最新のICT環境を構築し、児童・生徒の学習環境を改善します。

管理職研修会や授業力講座、ICT研修会など、教育課題に応じた研修を積極的に進めてきましたが、学力向上などに十分波及効果が出ていないことが課題となっています。



教職員の資質向上

授業力講座や学力向上プランなど、計画的で組織的な研修を実施し、教職員の指導力向上を図ります。

夢実現チャレンジ事業の中で体験活動を積極的に推進した結果、文部大臣表彰を受けた一方、各種学力調査結果は、平均レベルに達していない状況となっています。



夢の実現の学校・学力づくり

地域ごとの特色ある学校づくりと、きめ細やかな学習指導で、夢実現にチャレンジできる学力づくりを推進します。

道徳教育総合支援事業の実施を通して、学校、家庭、地域と一体となった道徳教育の充実が図られましたが、いじめ・不登校対策の推進が課題となっています。



調和のとれた児童・生徒の育成

道徳教育や生徒指導、進路指導等を充実させ、規範・自律意識の高い調和のとれた児童・生徒を育成します。

関連する個別計画

学校施設整備改修等計画
教育振興基本計画(後期計画)

関連する重点施策

「家族の笑顔『そお』生」プロジェクト
「教育・環境施設『そお』生」プロジェクト

協働に向けた取り組み



市民の皆様

- ・家庭でも子どもの夢実現を応援しましょう。
- ・近所の子どもの様子に注意を払いましょう。



地域・NPO・NGO

- ・地域の子どもの様子に注意を払いましょう。

職員向け情報



歳出予算科目

教育費-教育総務費-事務局費
-教育委員会費
-教育指導費
-教職員住宅管理費



旧総合振興計画

2-1.学校教育の充実

9-2

9. 市民全員が生涯学び、互いを高め合うまち

子どもの身体づくりに資する給食提供

10年後の曾於市のすがた

地産地消を活かした食育の推進と安全・安心な給食提供を行い、児童・生徒がおいしく給食を食べています。

これまでの成果と課題

曾於市を良くするための取り組み

市内4調理場の厨房機器等の年次の更新整備を進め、安全・安心な給食提供に努めていますが、今後も、計画的な更新が必要となっています。



厨房機器の計画的な整備更新

毎年実施している機器の定期点検の結果や、耐用年数等を考慮して、計画的に備品等を更新します。

児童・生徒数の減少や、施設・機器等の老朽化により、調理場の統廃合を進めてきましたが、今後も児童・生徒数が減少すると見込まれ、更なる整備・再編が課題となっています。



給食調理場の整備・再編

既存の施設や厨房機器の更新を図りつつ、児童・生徒数の減少を見据えた給食センターの整備・再編を検討します。

学校給食に地元食材を活用し、児童・生徒に地元の農産物に対する認識を深めてもらい、地産地消を推進してきましたが、さらなる地元食材の活用が課題となっています。



給食における地産地消の推進

地元農家や加工施設との連携、道の駅等の販売所の活用を図りながら、給食での地産地消を推進します。

偏った栄養摂取、朝食欠食など食生活の乱れや肥満・痩身傾向など、子どもたちの健康を取り巻く問題が深刻化しています。



食育の推進

子どもたちが、食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けることができるよう、さらなる食育に取り組みます。

関連する個別計画

学校施設整備改修等計画
教育振興基本計画(後期計画)

関連する重点施策

「家族の笑顔『そお』生」プロジェクト
「教育・環境施設『そお』生」プロジェクト

職員向け情報



歳出予算科目

教育費-教育総務費-給食費



旧総合振興計画

2-1-1.学校施設及び教育環境の
整備・拡充



9-3

9. 市民全員が生涯学び、互いを高め合うまち

子どもたちがのびのびと学び、未来へと羽ばたく環境の整備

10年後の曾於市のすがた

個人の自立と様々な人々との協働に向けた能力を身に付けさせ、子どもたちの「社会を生き抜く力」を育んでいます。

これまでの成果と課題

曾於市を良くするための取り組み

学校の学習活動や遠距離通学等に係る保護者負担の軽減、有能な人材の育成のための奨学資金制度の充実を図っています。



各種補助金・奨学金の検証と最適化

有効な事業であるかの検証を行うと共に、奨学資金制度については納期内収納率の向上を図ります。

市内唯一の高等学校となる曾於高校に対して中学校スクールバスの利活用や、夢実現チャレンジ支援事業等を実施し、生徒の確保に取り組んでいます。



曾於高校への支援の検証と最適化

全ての支援対策事業について総合的かつ客観的に検証を行い、支援内容の最適化を行います。

幼稚園に対する子育て世帯からの要望が多様化する中、より身近で、かつ、特色ある教育が必要とされています。



幼児期の効果的な教育

地域及び小学校との連携を拡充させ、幼児期における特色ある教育を確立します。

関連する個別計画

教育振興基本計画(後期計画)

関連する重点施策

「家族の笑顔『そお』生」プロジェクト

職員向け情報



歳出予算科目

教育費-小学校費
-中学校費
-幼稚園費



旧総合振興計画

2-1.学校教育の充実
2-2.幼児教育の充実



9-4

9. 市民全員が生涯学び、互いを高め合うまち

地域のつながり，生涯学習の活性化

10年後の曾於市のすがた

家庭・地域を中心として、子どもから高齢者までが生涯にわたって夢実現に向け学ぶことのできるまちになっています。

これまでの成果と課題

曾於市を良くするための取り組み

教育の原点である地域社会の教育力を高める手立てを行ってきましたが、今まで以上に学校や家庭、地域が教育における自らの役割と責任を自覚し、相互連携・協力を努める必要があります。



地域ぐるみの家庭教育支援

学校だけでなく、家庭や地域も一体となり、地域全体で子どもの学びを支援します。

共に学び触れ合い、夢実現を可能にするため、市民が積極的にまちづくりに参画できる生涯学習環境の整備が課題となっています。



生涯学習の推進

多様化する生涯学習への要望に対応した学習のプログラムを充実させ、市民のまちづくりへの積極的参画を促進します。

図書資料も着実に充実し、市民に利用されていますが、年齢層に応じた資料の充実や幼少期の読書習慣の定着が課題となっています。



読書のまちの推進

各年齢層に応じた資料を充実させると共に、幼少期に読書習慣を身に付けさせるための環境づくりを推進します。

文化施設は芸術文化活動の拠点として利用されていますが、参加型の文化芸術活動の推進が課題となっています。



芸術文化活動の活性化

文化団体や文化活動者の育成及び連携強化を図り、市民参画による多様な文化芸術の企画実施を推進します。

これまでの成果と課題

曾於市を良くするための取り組み

民族芸能の伝承・保存に携わる団体等の高齢化が課題となっています。



民俗芸能の伝承保存

自主文化事業等で文化活動機会を提供し、民俗芸能の伝承や保存活動を促進します。

関連する個別計画

教育振興基本計画(後期計画)

関連する重点施策

「家族の笑顔『そお』生」プロジェクト

協働に向けた取り組み



市民の皆様

- ・子どもに対する教育に力を入れると共に、自らも様々な学びに取り組み人生を豊かにしましょう。
- ・文化芸術活動・民俗芸能といった文化的取り組みにも積極的に参加しましょう。



地域・NPO・NGO

- ・本市の貴重な文化である、民俗芸能の保存継承に取り組みましょう。

職員向け情報



歳出予算科目

教育費-社会教育費



旧総合振興計画

- 2-3-1.生涯学習関連施設の整備
- 2-3-2.生涯学習内容の充実
- 2-4.地域文化の振興及び伝統文化の保存・継承
- 2-5.青少年の健全育成

9-5

9. 市民全員が生涯学び、互いを高め合うまち

スポーツを通じた市民の健康づくり支援

10年後の曾於市のすがた

市民がスポーツに楽しみながら取り組むことで、心身ともに健康になっています。

これまでの成果と課題

曾於市を良くするための取り組み

年間を通して各種スポーツ大会を開催し、市民の健康増進や地域の交流を図り、多様化する市民の健康志向に対応して、魅力ある種目の紹介と人材を育成しています。



生涯スポーツの推進

市民の健康づくり推進のため、生涯スポーツの推進を図ると共に、スポーツの場を積極的に提供します。

各種スポーツ団体の活性化のために効率的な育成補助金を交付しているほか、競技力拡大のためにスポーツ教室等を開催し、競技人口の拡大及び競技力の向上を図っています。



スポーツ団体の育成支援

各種スポーツ団体の育成支援を行い、競技力の向上を図るため、講習会等を実施します。

関連する個別計画

教育振興基本計画(後期計画)

関連する重点施策

「家族の笑顔『そお』生」プロジェクト

協働に向けた取り組み



市民の皆様

- ・興味がある競技に関するスポーツ団体の活動に積極的に参加する等、定期的に体を動かす習慣を身につけましょう。
- ・スポーツ大会に積極的に参加しましょう。



地域・NPO・NGO

- ・多くの人が集まり、楽しめるようなスポーツイベントを企画しましょう。

職員向け情報



歳出予算科目

教育費-保健体育費



旧総合振興計画

2-3-3.生涯スポーツの充実

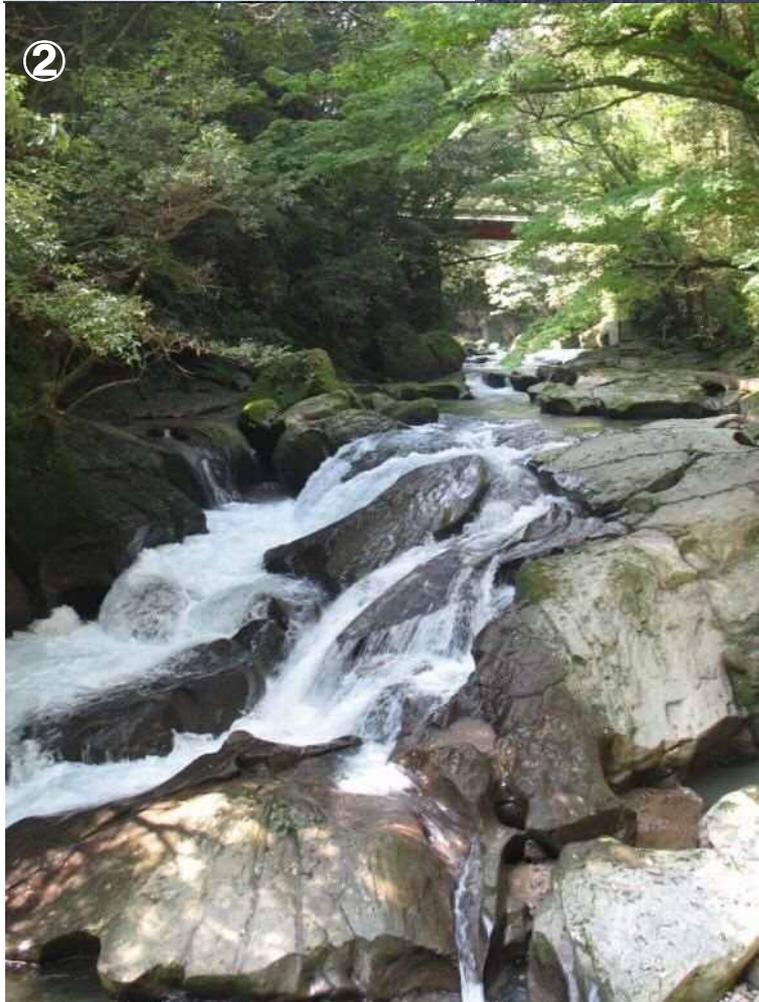




①

本市の自然は「パ
ワースポット」とし
て人々の注目を集
め、訪れた人の心を
癒している。

- ① 溝ノ口洞穴
- ② 大川原峡
- ③ 悠久の森



②



③

曾於市
×
パワースポット

本市の重点施策

前章では、今後 10 年間に実施する主要施策の内容について「分野ごと」に説明してきました（「基本計画」）。

本章では、本市が将来像を達成するため、特に重点的に実施すべき施策について説明します（「重点施策」）。これは、基本計画における施策の「分野にこだわらず」、関係する施策を幅広くひとまとめにすることで、関連する複数の分野が、互いに連携・協力してさらに効果を高めようとするものです。

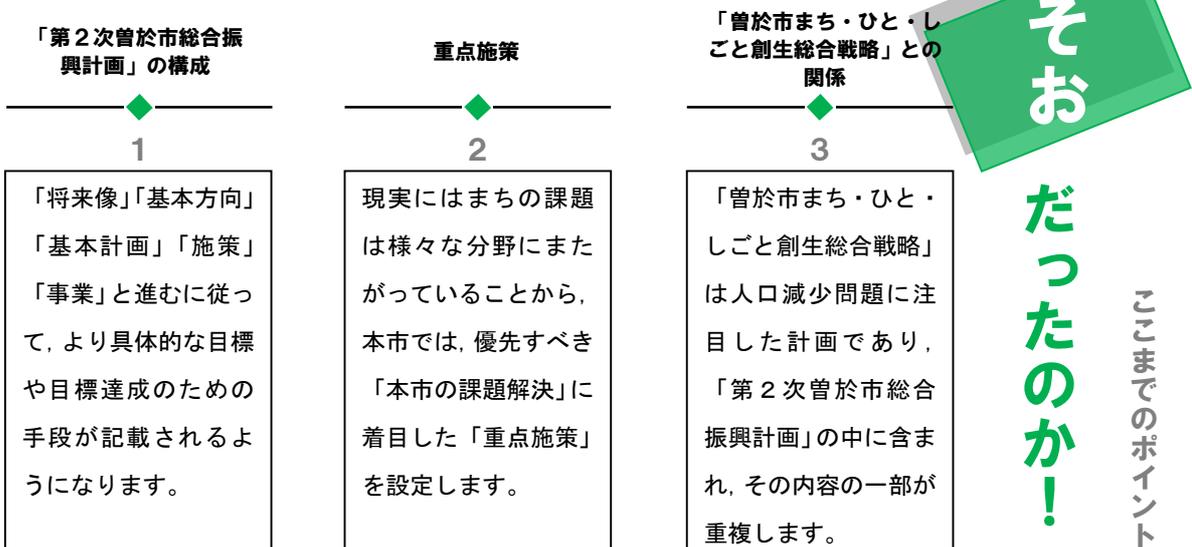
写真：十文字地区から望む霧島

第1章 重点施策の考え方

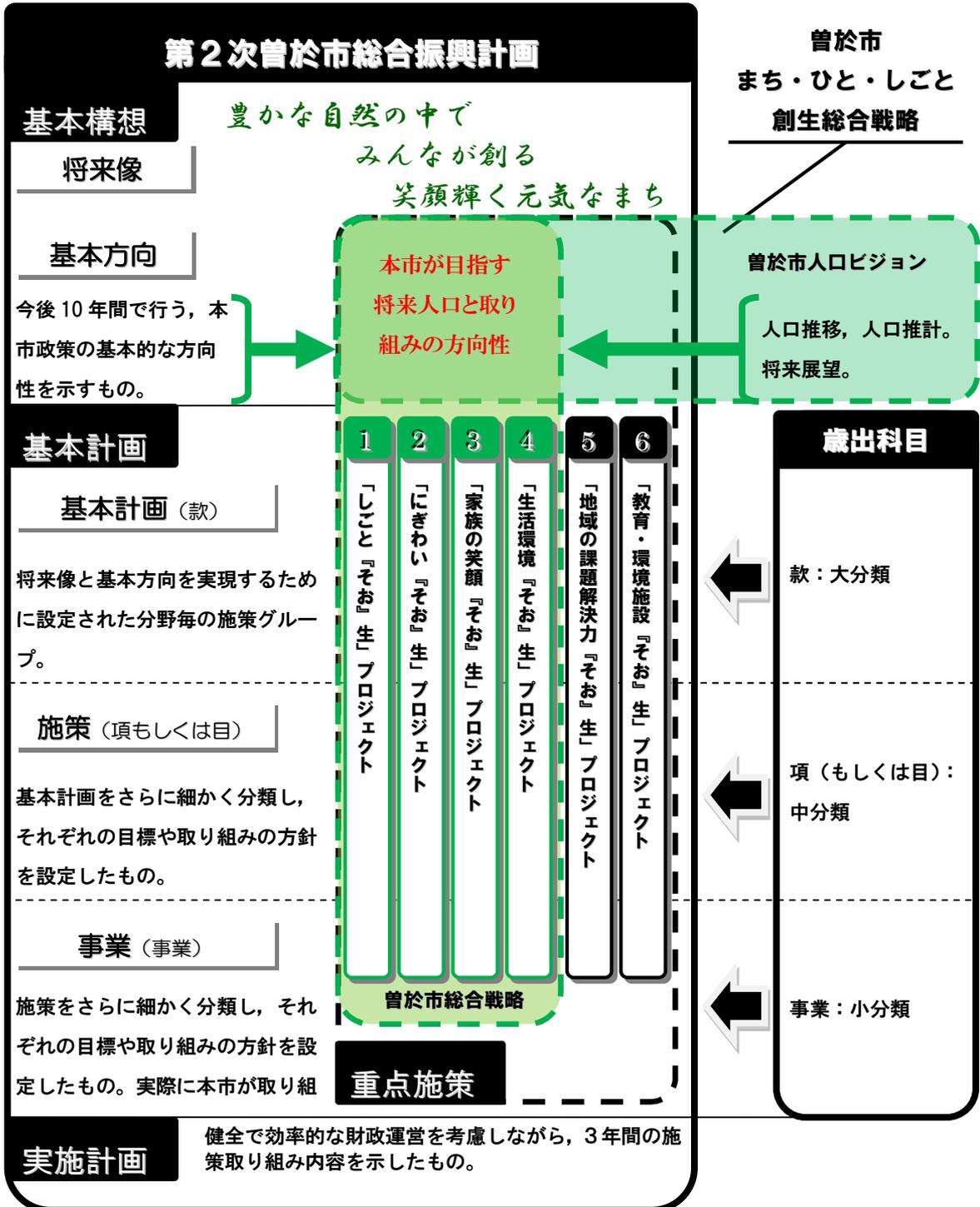
今回策定する「第2次曾於市総合振興計画」は、「豊かな自然の中で みんなが創る 笑顔輝く元気なまち」を「将来像」とし、本市全員が今後10年間で達成すべき目標と決めました。そして、将来像のもとで本市の基本的な政策の方向性を決める5つの「基本方向」、さらに「基本計画」「施策」と進むに従って、より個別的・具体的な目標や目標達成のための手段が記載されています。しかし、本市が抱えている課題は様々な施策分野にまたがります。「教育と福祉」「公衆衛生と健康」「農林業と雇用」のように、それぞれの施策分野の課題は独立しているのではなく、相互に関連し影響を与えあっているからです。

そこで本市では、特に優先して解決すべき「本市の課題解決」という観点から、施策分野にこだわらない「横断的な取り組み」を示すことによって、関連した施策分野が連携し効率よく課題を解決し、最終的に将来像達成に貢献できるよう、「第2次曾於市総合振興計画」上で「重点施策」を設定します。

また、今回策定される「第2次曾於市総合振興計画」に先立って、人口減少とそれに伴って発生する様々な問題（人口減少問題）に直面する本市の取り組み方針である「曾於市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定・公表しました。「第2次曾於市総合振興計画」のうち、人口減少問題の現状と将来の見込み、対策について書かれた計画が「曾於市まち・ひと・しごと創生総合戦略」となります。また、「第2次曾於市総合振興計画」ではこれより説明する「重点施策」の一部に「曾於市まち・ひと・しごと創生総合戦略」における人口減少問題への取り組み方針を取り入れることで、計画間の整合を図っています。



連携イメージ図



行政評価導入によって全ての施策を振り返り、進捗を管理します。

曾於市重点施策

01

せい
「しごと『そお』生」プロジェクト

関連する基本計画

4-1	笑顔で働ける雇用環境の整備
5-1	品質の高い農作物生産，供給
5-2	安全・安心な畜産物の生産
5-3	森林の機能の維持管理と積極的な活用
6-1	商工業の活性化に向けた環境整備
6-2	そおブランドの確立・発信による地域活性化
6-3	企業振興による地域経済の活性化

プロジェクト
の説明

本市人口問題の対策として「産業・雇用」の分野が最も重要であるというアンケート結果が出ていますが，市民の多くが製造業といった「第2次産業」やサービス業等の「第3次産業」への就業を希望しているのに対し，本市の強み・稼ぐ力は農畜林業の「第1次産業」が中心であり，両者の間でミスマッチが起っています。

これらのミスマッチを解消し，市民が希望する分野の職場で就労できるよう，各種産業同士のつながりを強め新たな可能性を生み出すと共に，特に若者に対する本市の各種産業の魅力を発信することで，就労希望者側の新たな発見・産業との出会いを作りだします。さらに，本市での起業を応援し，その育成に努めます。本市基幹産業である「第1次産業」では，農畜林業の生産性の向上及び後継者育成に向けた取り組み等を促進します。

曾於市重点施策

02

「にぎわい『^{せい}そお』生」 プロジェクト

関連する基本計画

- | | |
|-----|------------------------|
| 1-4 | 市民にとってわかりやすい情報の提供 |
| 1-5 | 攻めの政策による市の魅力発掘 |
| 6-2 | そおブランドの確立・発信による地域活性化 |
| 6-4 | 人でにぎわう観光拠点づくり |
| 7-4 | 市民が安全快適に暮らせる住宅の整備・維持管理 |

プロジェクト の説明

本市は、転入者より転出者が多い状態であると共に、本市に2時間以上滞在する人（滞在人口）も全国的にみても低い水準にあります。

そのため、定住するか否かを問わず、まずは本市に人を呼び込むための取り組みが必要になります。定住に向けた「場」づくりのため、様々な用途で暮らせる住宅の整備と宅地分譲を進めます。また、1人でも多くの人に本市の存在と魅力を認知してもらい、定住の候補地としてもらうため、本市の魅力と定住に向けた各種支援内容を効果的にPRすると同時に、交流体験事業やグリーンツーリズムといった観点から本市の魅力を「実感」してもらうための取り組みを推進します。

曾於市重点施策

03

「家族の笑顔『^{せい}そお』生」

プロジェクト

関連する基本計画

- | | |
|-----|-----------------------------|
| 1-5 | 攻めの政策による市の魅力発掘 |
| 2-5 | 子も親も安心して過ごせる環境の整備 |
| 3-1 | 市民の健康づくり支援 |
| 3-2 | 病気の予防による市民の健康増進 |
| 9-1 | 充実した教育環境の整備 |
| 9-2 | 子どもの身体づくりに資する給食提供 |
| 9-3 | 子どもたちがのびのびと学び、未来へと羽ばたく環境の整備 |
| 9-4 | 地域のつながり，生涯学習の活性化 |
| 9-5 | スポーツを通じた市民の健康づくり支援 |

プロジェクト の説明

子ども・子育て支援事業ニーズ調査における，子育てに関する意見の中で，経済的支援の充実や母子保健サービスや小児医療の充実等が多く寄せられています。これらの子育て支援体制の充実を図るため，結婚，妊娠・出産，子育てのライフステージに応じた切れ目のない支援が必要です。

具体的には，子育て世代の経済的負担の軽減と共に，生活をするうえで過度な負担にならない子育て環境づくりを進めます。また将来を担う「そおっ子」に対しては，基礎語学力である国語の力を高める取り組みをはじめとする学力向上に向けた総合的な取り組みやスポーツ・芸術文化において秀でた人材育成を図るなど，子どもの可能性を高めていきます。

曾於市重点施策

04

「生活環境『^{せい}そお』生」 プロジェクト

関連する基本計画

- | | |
|-----|------------------------|
| 1-2 | 時代の変化に対応したスピード感のある行政運営 |
| 1-3 | 安心で快適な公共施設 |
| 1-4 | 市民にとってわかりやすい情報の提供 |
| 1-5 | 攻めの政策による市の魅力発掘 |
| 8-1 | 市民が一体となった災害対策 |

プロジェクト の説明

本市の生活環境は、都城市に近いと言った利点はあるながらも、山間部と市街地を結ぶ交通の便の悪さ、買い物環境、空き家問題、地域コミュニティや周辺自治体との連携等多くの課題を抱えています。一方でこれらの問題を一挙に解決するだけの財政力に欠ける本市では、特に優先すべき課題から計画的に取り組む必要があります。

本市では、市民生活を支える基盤の最適化を重視して事業を行うと共に、限られた財源で本市独自のまちづくり、ひと・ネットワークづくりを行い、安全・安心であることはもちろん、住みやすいまちづくりに取り組んでいきます。具体的には基幹集落ごとの拠点設置を促進し、集落間のネットワークを強化するほか、より大きな単位で、本市と本市周辺の自治体との広域連携を様々な分野で行います。

曾於市重点施策

05

「地域の課題解決力『^{せい}そお』生」プロジェクト

関連する基本計画

1-1

市民の意見を反映した議会

1-2

時代の変化に対応したスピード感のある行政運営

プロジェクト の説明

増加し続ける地域の課題に対応するためには、本市行政行財政改革を引き続き行い、自らの仕事を常に改善し続けることが必要です。職員数の削減、財政難、公共施設の老朽化等行政が抱える課題について、ICT化の促進やICTを活用したデータの一元管理による業務効率化等を通じて、少ない人員・少ない費用で効果を出せる様な行政運営の仕組みを構築します。

また、近年では自治会などのコミュニティ活動の衰退が叫ばれる一方で、地域やNPO、地域に住む個人が自らの問題意識を活かして主体的に地域の課題に関わる事例が数多くみられます。既存のコミュニティを大切にしながらも、これら新しい動きといち早く連携を取り、行政と地域、NPO、市民が互いに刺激を受けながら、それぞれの視点からまちづくりを進めていく動きを促進します。

曾於市重点施策

06

「教育・環境施設『^{せい}そお』生」 プロジェクト

関連する基本計画

- | | |
|-----|-------------------|
| 1-3 | 安心で快適な公共施設 |
| 3-6 | ごみのない清潔な生活環境の維持 |
| 9-1 | 充実した教育環境の整備 |
| 9-2 | 子どもの身体づくりに資する給食提供 |

プロジェクト の説明

本計画期間中に見込まれる、大きな公共施設の改修として、教育分野では小学校の改修、環境分野ではクリーンセンターの改修が見込まれています。どちらも、今後の本市の生活を支える重要な施設であり、環境に配慮し、安全性も確保される公共施設となるよう、各課・関係機関が連携を取り合いながら、改修を実施します。

別添資料

曾於市総合企画審議会条例、総合計画策定委員会規程及び同委員一覧

曾於市総合企画審議会条例

平成17年7月1日
条例第25号

(設置)

第1条 曾於市の総合的な振興計画を策定し、その実施の推進を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、曾於市総合企画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、市の総合的振興計画及びその実施並びに次に掲げる事項について調査審議し、市長に答申する。

- (1) 農林業計画の樹立及びその実施に関する事項
- (2) 商工業計画の樹立及びその実施に関する事項
- (3) 社会福祉計画の樹立及びその実施に関する事項
- (4) 保健衛生計画の樹立及びその実施に関する事項
- (5) 文教計画の樹立及びその実施に関する事項
- (6) 行財政計画の樹立及びその実施に関する事項
- (7) 都市計画の樹立及びその実施に関する事項
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市の振興に必要な計画の樹立及びその実施に関する事項

2 審議会は、市の振興に関する計画の樹立及びその実施の推進に関し必要があると認めるときは、市長に対し意見を申し出ることができる。

(組織)

第3条 審議会は、委員25人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 行政機関の代表
- (2) 公共的団体等の代表
- (3) 識見を有する者

(任期)

第4条 委員の任期は、その目的を達成するまでとする。ただし、前条第1号及び第2号に掲げる委員が、選任当時の役職を離れるに至ったときは、その委員は、委員の職を辞職したものとみなす。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、審議会を代表し、議事その他の会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(専門部会)

第6条 審議会にその所掌事務に係る専門的事項を審議させるため、専門部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員のうちから互選する。
- 4 部会長は、部の会務を掌理し、部会の経過及び結果を会議に報告する。
- 5 前各項に定めるもののほか、部会の運営その他に関し必要な事項は、部会長が会長の同意を得て定める。

(会議)

第7条 審議会の会議は、会長が招集する。

- 2 市長から審議会に諮問すべき案件が示されたとき、又は委員の過半数から審議会を招集する要望があったときは、会長はこれを招集しなければならない。

- 3 会長は、審議会を招集するときは、あらかじめ会議の開催場所、日時及び付議される事件を委員に通知しなければならない。
- 4 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 5 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、企画課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成17年7月1日から施行する。

附 則（平成21年3月27日条例第5号）

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月14日条例第21号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

曾於市総合企画審議会委員一覧

番号	氏名	役職等	条例	備考
1	馬場 雅子	教育委員会 教育委員長	第2項第1号	
2	森岡 俊弘	農業委員会 会長	第2項第1号	会長
3	山野 徹	そお鹿児島農業協同組合 代表理事組合長	第2項第2号	
4	西國原 正治	曾於市森林組合 代表理事組合長	第2項第2号	
5	永吉 正	曾於市商工会 会長	第2項第2号	
6	池上 勝義	教育委員会 社会教育委員	第2項第3号	
7	東江 光次	曾於市民生委員児童委員連絡協議会	第2項第3号	
8	竹山 マツ子	曾於市女性団体連絡協議会	第2項第3号	
9	照井 頼子	都城定住圏共生ビジョン懇談会委員	第2項第3号	
10	坂野 トメ	元合併協議会委員	第2項第3号	
11	山中 ミチ子	元合併協議会委員	第2項第3号	
12	三浦 芳子	元合併協議会委員	第2項第3号	
13	持田 初穂	元まちづくり審議会委員	第2項第3号	副会長

曾於市総合計画策定委員会規程

平成17年10月17日

告示第63号

(設置)

第1条 曾於市の総合的な計画を策定するため、曾於市総合計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会の処理する事項は、次のとおりとする。

(1) 総合計画策定のための企画、調整、推進及び連絡に関すること。

(2) その他必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、企画課を担当する副市長をもって充て、副委員長は他の副市長をもって充てる。ただし、副市長が1人のときは、委員長は当該副市長をもって充て、副委員長は企画課長をもって充てる。

3 委員は、次の者のうちからこれに充てる。

曾於市行政組織規則(平成17年曾於市規則第4号)第4条第1項及び第5条第1項に規定する課の課長、支所長、福祉事務所長、教育委員会の課長、農業委員会事務局長

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、委員会に関するいっさいの事務を総理し、委員会を代表する。

2 副委員長は、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(専門部会)

第5条 委員会に専門的な所掌事務を処理するため次の専門部会を置く。

(1) 総務部会

(2) 市民福祉部会

(3) 産業経済部会

(4) 土木部会

(5) 教育部会

2 専門部会の部長、部員及び運営については、委員長が定める。

3 部長は、部の会務を掌理し、部会の経過及び結果を委員長及び委員会に報告する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。

(事務局)

第7条 委員会の事務を処理するため、事務局を企画課内に置く。

2 事務局長は企画課長を、書記は企画課長補佐、地域振興係長及び地域振興係をもって充てる。

附 則

この告示は、平成17年10月17日から施行する。

附 則 (平成19年3月30日告示第27号抄)

(施行期日)

1 この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年3月27日告示第13号)

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

曾於市綜合計畫策定委員會委員一覽

番号	氏名	役職等	備考
1	八木 達範	副市長	委員長
2	大休寺 拓夫	副市長	副委員長
3	永山 洋一	総務課長	
4	橋口 真人	企画課長	
5	吉川 俊一	財政課長	
6	中山 浩二	税務課長	
7	久留 守	市民課長	
8	丸野 哲男	保健課長	
9	川添 義一	福祉課長兼福祉事務所長	
10	竹田 正博	経済課長	
11	木佐貫 育穂	畜産課長	
12	吉野 実	耕地課長	
13	高岡 亮蔵	建設課長	
14	堀内 光秋	水道課長	
15	桂原 光一	会計課長	
16	松尾 安次	大隅支所長	
17	富岡 浩一	財部支所長	
18	今村 浩次	教育委員会総務課長	
19	中村 涼一	学校教育課長	
20	河合 邦彦	社会教育課長	
21	小濱 昭二	農業委員会事務局長	

